

組織整備特別委員会における
審議資料等の集録

昭和45年5月

国立大学協会
事務局

はしがき

この集録は、組織整備特別委員会（昭37・11設置）における審議資料および各大学の意見等を次の項目（A～D）に従つて編集した。

〔A〕組織整備特別委員会審議資料

組織整備特別委員会において、各地区の学長会議の意見をきき、検討の結果作案したもの。

〔B〕組織整備方針（案）

国立大学協会の体質改善に関する問題点ともいべきもので、組織整備特別委員会において作案し、各大学の意見をきいたもの。

〔C〕国立大学協会の組織・機構および運営等に関する各大学の意見

- ① 組織整備特別委員会作案の「組織整備方針（案）」および「会則改正案」に対する各大学の意見
- ② 大学運営協議会設立に際し、国立大学協会そのものの体質改善に関し各大学より寄せられた意見※

（注）1. ※この意見については、とくに各意見の末尾に（大運協）と附記した。

2. 各意見の末尾の（数字）は、その意見を述べた大学の数を示す。

〔D〕組織整備特別委員会における主な改正点とその他の問題点

国立大学協会の体質改善の衝にあたつた組織整備特別委員会の見解等を明らかにしておく必要があるのでとくに次の2項目を集録した。

- ① 同特別委員会において改正したもののうち、その骨格ともいるべき主要な改正点
- ② 同特別委員会において、問題点として検討したもののうち、とくに「総会の構成員」および「総会の公開」に対する意見の要旨
なお、参考までに①組織整備特別委員会設置の経緯と②同委員会における審議経過の要旨を〔A〕組織整備特別委員会審議資料の項に(附)として掲記した。

昭和45年5月20日

国 立 大 学 協 会
事務局長 鶴 田 酒 造 雄

組織整備特別委員会における
審 議 資 料 等 の 集 錄

目 次	頁
〔A〕 組織整備特別委員会審議資料	1
(附)	
I 組織整備特別委員会設置について	3
II 同特別委員会の審議経過について	3
〔B〕 組織整備方針(案)	5
〔C〕 国立大学協会の組織・機構および 運営等に関する各大学の意見	8
I 全般的問題	8
1. 協会の組織改編等	8
2. 地域組織等の設置	9
3. 大学運営協議会等との関係	9
4. 協会と大学の一体化	10
II 協会の目的および事業	11
III 会員の代表	12

IV 総会	12
1. 総会の定足数および表決	12
2. 総会その他の会議の公開（傍聴）	13
1) 無条件公開の場合	13
2) 条件付公開の場合	13
V 役員および役員会	14
1. 役員の選任	14
2. 役員の任期	15
3. 理事会	15
1) 理事の定数	15
2) 理事会の権限	16
4. 常務理事会	16
VI 委員会	17
1. 常置委員会の組織	17
2. 教員委員（常置委員会）の選任	18
3. 常置委員会の運営	20
4. 特別委員会	20
VII 教員の意見陳述	21
VIII 財政および事務組織	24
1. 財政	24

2. 事務組織	25
〔D〕 組織整備特別委員会における 主な改正点とその他の問題点	26
I 主な改正点	26
II その他の問題点	29
1. 総会の構成員について	29
2. 総会の公開について	30
(参考) 関連事項抜粋	32

組織整備特別委員会における 審議資料等の集録

〔A〕 組織整備特別委員会審議資料

(附)

- I 組織整備特別委員会設置について
- II 同特別委員会の審議経過について

○ 組織整備特別委員会審議資料

組織整備特別委員会は、昭和38年4月19日に第1回委員会を開催してから数回の会合をもつたが、各地区の学長懇談会からの報告を資料として、概略次の主要問題点をとり上げ検討を行なつてきた。（これらの問題点を整理すると、国立大学協会の構成に関する問題と、その機能に関する問題との2つの系統に分けることができる。）

1. 国立大学協会の構成に関する問題

(1) 国立大学協会の会員の構成は、大学単位となつてゐるが、協会成立以来、学長が大学を代表して、事実上協会を構成している。協会の総会に学長以外の者を参加させること（あるいは学長以外の者を協会の役員とすること）の当否について検討された。

本特別委員会のこれまでの審議においては、学長1人が大学を代表して協会に出席することが望ましいとする説が強く、また各地区学長懇談会からの報告も同様であ

る。しかし学長以外の教官が、特別委員会その他を通じて協会に参加ができるしくみを考慮してはどうかという意見も出ている。この点については、(3)項と関連して検討する予定になつている。

(2) 公開非公開の問題

協会の総会を一般に公開すべきであるという意見が一部から提出されているが、特別委員会の審議過程では、非公開主義が支持されている。各地区学長懇談会からの報告も、ほとんど非公開主義を支持しているが、少数説として公開主義の主張があることをのべている。

(3) 学部長会議、研究所長会議等を協会の組織内に有機的に結合すべきかどうかの問題。

非公開主義をとる代わりとして、学部長会議等を協会の組織の一部に組み入れてはどうかという意見が出ているが、少数説であり、各地区学長懇談会でも、ほとんど支持していない。しかし連絡のための何らかの措置を考えるべきであるとの意見は強い。

(4) 常置委員会の改組の問題

大学運営協議会の設置に伴ない機能の重複する委員会は、改廃（または合併）すべきであるという意見が強い。ただし常置委員長会議を設置してはどうかという意見が出ている。

2. 国立大学協会の機能に関する問題

- (1) 大学に関する国際的問題（たとえば朝鮮からアジア大學連盟の提案がある）をとり扱うため特に配慮すること。
- (2) 上記と関連して国際**大**学協会との連絡について、適当な措置を講ずること。
- (3) 国立大学協会の積極的活動を促し国立大学関係者および社会一般の关心を高めるよう、協会主催でセミナーの開催その他の事業を行なうこと。

[附]

I 組織整備特別委員会設置の経緯について

組織整備特別委員会は、昭和37年11月大学運営協議会（設立）準備委員会より同協議会設立に関し、各大学の意見を聴取した際、各大学より国立大学協会そのものの体質改善について再検討されたい旨の強い要望があつたので、第28回総会（昭和38・2）において、各大学の要望に応えるべくその設置が決定されたものである。

II 組織整備特別委員会の審議経過について

同委員会は、①設置以来問題点を検討し、これについて各地区的学長会議の意見をきき、「組織整備特別委員会審議資料」（別項A）を作成したほか、②国立大学協会の体質改善に関する

る問題点ともいべき「組織整備方針(案)」(別項B)を作成して、これに対する各大学の意見を第32回総会(昭和39・6)においてきき、ついで③「組織整備方針(案)」に対する各大学の意見を検討の上「会則改正案」を作成して、昭和39年10月これに対する各大学の意見をきき、さらに④各大学の意見により「会則改正案」の「修正案」を作成して、第33回総会(昭和39・11)に諮り「会則改正案」が最終的に決定された。

[B] 組織整備方針(案)

(組織整備特別委員会)

1. 協会の構成

会員および会員の代表について、次のように明確にすること。

- (1) 協会は国立大学を会員として構成する。
- (2) 本会において会員を代表する者は、当該大学の学長とする。

2. 役員の選任

A 理事および監事は、大学を基準として選定し、会長および副会長は、理事たる大学の代表者のうちから適任者を選定することを基本方針として、次に掲げる方法により役員を選任すること。

- (1) 理事および監事は、総会において互選された大学の代表者をもつてこれにて、任期中にその大学の代表者が交替した場合においても、その後任の代表者が当然に、残任期間理事または監事に就任するものとする。

- (2) 会長および副会長は理事の互選により定め、その者が任期中に辞任した場合は大学の代表者でなくなつた場合は、改めて会長または副会長を選任するものとする。

B 常置の委員会の委員長は、当然に理事になるものとすること。

3. 協会の機関

A 総 会

総会は、会員の代表者をもつて構成し、協会の意思決定機関とすること。

B 理事会

会務をより効果的に処理するため、在来の理事会のほかに、次に掲げる者をもつて構成する常務理事会の制度を設けること。

(1) 会 長

(2) 副 会 長

(3) 常置の委員会の委員長たる理事

C 委員会

I 協会に、常置または臨時の委員会を設けることができることを明らかにすること。

II 常置の委員会は、次に掲げる者をもつて構成すること。

(1) 総会において会員の互選によつて定められた大学の
代表者 若干名

(2) 理事会が国立大学の教員のうちから選任した者
若干名

III 適当な方法により委員会は、国立大学の教員の意見を
聴くことができることとすること。

4. 事務組織

会務の効果的処理のため事務組織を拡充し、会務運営に支

障ながらしめること。

5. 協会の財政

会費に関する規定を整備するとともに、協会の財政的基礎の充実をはかること。

(備考) 会務の効果的処理および上記の機構改革に伴い、協会の財政負担の増大が予想されるので、会費の増額を考慮する必要がある。

6. 大学の国際的交流・協力

標記の問題を担当する常置の委員会を設けること。

[c] 国立大学協会の組織・機構および
運営等に関する各大学の意見

(注) 1. 各大学の意見は、組織整備特別委員会の案に対する意見。ただし、意見の末尾に（大運協）とあるのは、大学運営協議会設立当時の意見。
2. 各意見の末尾の（数字）は、その意見を述べた大学の数を示す。

I 全般的問題

1. 協会の組織改編等

1) 国立大学協会の組織を次のように改められたい。（大運協）(1)

- a) 国大協に次の部会をおく
1. 学長会
2. 学部長部会
3. 研究所長部会
4. 教官部会

教官部会は、教官の行なう研究教育に関し、横の連絡と協力をはかるために各大学から選出された1名づつの教官をもつて組織する。その選出方法は、各大学の自主的決定による。但し、教官部会の機能組織等については、

なお検討を重ねる必要がある。

なお、この部会には多くのサブコミティが組織されることが予想される。

- b) 国大協の運営のため専門委員をおき、必要に応じて臨時委員をおく。
c) 国大協の会議は、部会及び総会（又は代議員会）とする。
総会（又は代議員会）のメンバーは次のとおりとする。
1. 学長会の全員
2. その他の各部会の代表若干名
2) 国立大学協会の組織として学部長会議（学部長部会）を設けることは、ますます管理者のみの集りとなるので望ましくない。（大運協）(1)

2. 地域組織等の設置

- 1) 協会運営の適正・円滑を期するため、地域の組織等を確立し、これに関連する諸事項について定められたい。(1)
2) 協会の運営その他が中央偏重にならぬよう、地方部会乃至地方別委員会を作ることが望ましい。(1)
3) 地方組織を考え、そこに教官代表を参加させるようすることを検討する必要がある。(1)

3. 大学運営協議会等との関係

- 1) 協会と大学運営協議会との関連が必ずしも明確でないの

で、これを明らかにされたい。(1)

- 2) 国立学校特別会計制度協議会は、国大協内の組織ではないが、その設置の経緯、任務の重要性から見て、法的根拠が文部省との「覚え書」のみでは弱きにすぎ、また、国大協の参加者も明確であるので、大学運営協議会の例に倣つて会則に根拠規定を一条加えておくことが妥当と考える。(1)

4. 協会と大学の一体化

- 1) 大学を代表して国大協に出席する学長と、その学長の所属する大学との距離をなくするような組織にする必要がある。たとえば、国大協の議事のうち重要事項については、各大学の学部教授会の意見をきき、それを国大協の議事に一層明確に反映できるような組織機構を確立する必要がある。(1)
- 2) 国大協は、単に委員会が教員の意見をきくだけでなく、国大協そのものが絶えず大学側の意向を探りあげ、それを反映するように、大学側から隨時意見を提出することができるよう以し、また国大協は、差し支えない限り、協議の経過や決定等を大学側に発表するような仕組みを採用して、協会の会員は大学自体であるという構成上の基本的秩序を、より実際的であるように法文化されたい。(1)
- 3) 会議の公開に代える一方策として、詳細な議事録を配布する等のことも考えられる。(1)
- 4) とくに、国大協の実情を周知させるため、各大学に対す

る会報の配布部数を増加し、少なくとも 20 ~ 30 部配布を考慮されたい。(1)

- 5) 会報とは別に、総会その他の会議の経過等を簡便・迅速に知らせる方法を講じられたい。(1)
- 6) 国立大学の教員に対し、常に国大協の活動を周知させるよう適切な措置を講ぜられたい。(1)

II 協会の目的および事業

1. 会則 4 条(目的)の「その振興に」の「その」は、協会を指すようにも読めるので「国立大学の振興に」と明記するようにされたい。(2)
2. 協会の事業として、「国立大学の使命達成に關係ある重要事項について会員の総意の表明を行なうこと。」の趣旨を会則に明記されたい。(1)
3. 国立大学協会の積極的活動を促進し、国立大学関係者および社会一般の関心を高めるように、セミナーの開催その他の事業を行なうようにされたい。たとえば、大学管理問題のセミナーを中心のみでなく地方でも開催するほか、各国立大学共通の重要問題について、協会が主体性をもつて研究会、懇談会等を開催することをとくに希望する。(大運協)(1)

4. 大学に関する国際的問題（たとえばアジア大学連盟のよう
な）をとり扱うことを考慮されたい。（大運協）(1)

3) 総会の表決が可否同数の場合の決定方法を会則に明記さ
れたい。(1)(注—議長に表決権があるため、この場合は不
成立になる。)

III 会員の代表

1. 会員の代表を複数とする少数意見がある。(1)

2. 会員の代表は、各大学より2名を選出することとし、1名
は学長、1名は教員の代表者とし、教員代表者の選出につい
ては、とくに民主的方法をとられたい。なお、理事会・委員
会等の構成について、学長・教員のバランスを考慮されたい。(1)

2. 総会その他の会議の公開（傍聴）

1) 無条件公開の場合

(a～d 総会・e～f 会議公開)

a) 「総会の議事は、会員である大学の教員はもちろん職
員に対しても原則として公開する。」条項を追加修正さ
れることが望ましい。(1)

b) 総会は、国立大学の教官に対しては公開することを原
則とするよう明文化されたい。(1)

c) 総会には、国立大学の教官は自由に傍聴できるよう処
置されたい。(1)

d) 「総会は、希望する国立大学の教員が傍聴するこ
ができる。」旨の条項を加えることを希望する。（これに
より国大協の民主的運営の確立と、学長ないし学部長以
外の教員の国大協に対する自覚と責任が明確に期待され
よう。)(1)

e) 国立大学の教官には、会議の傍聴を認め原則として公
開とすべきである。(1)

f) 総会および委員会は、国立大学の教員に公開する旨の
項目を加えられたい。(1)

2) 条件付公開の場合

IV 総会

1. 総会の定足数および表決

1) 総会を協会の意思決定機関とすることは、総会の権限を
明確化するため賛成であるが、定足数を過半数とすることは非
民主的であるので、少なくともこれを3分の2とすべ
きである。(1)

2) 総会その他の会議の議決にあたつては、明確に決をとり、
賛否の数等明らかにするよう規則化し議事を運営されたい。(1)

- a) 総会その他の会議は、公開を原則とされたい。この場合すべてに対し公開することではなく、「国立大学教官10名以上の要求がある場合には、傍聴を認める。」ことを、ただし書として加えることの意である。(1)
- b) 人数・資格について問題はあるが、会員大学の教官に対し、会議ができるだけ公開にすることが望ましい。(1)
- c) 総会その他の会議は、全面公開が適当でない場合であつても、国立大学の教官だけには公開すべきである。この場合において国立大学の教官とは、教授会の推薦のあつた者に限ることとしても差支えない。
また、公開に代える一方法として、詳細な議事録を配布する等のことも考えられる。(1)

V 役員および役員会

1. 役員の選任

- 1) 組織整備方針(案)によれば、「理事および監事は、大学を基準として選定し、会長および副会長は、理事たる大学の代表者のうちから適任者を選定することを基本方針として」いるが、これは殊更に大学間の格差を生ずるかのような疑惑を招くのでこの部分を削除されたい。(1)
- 2) 組織整備方針(案)によれば、理事・監事の選任は大学を基準とし、会長・副会長の選任は適任者すなわち人を基

- 準としているように解せられ、後者は国立大学を会員としている協会構成の基本方針と異なるように思われる所以、「適任者」の字句を削除されたい。(2)
- 3) 理事および監事の選任は、「大学を基準」としているが、「大学を単位」とするよう改められたい。(1)
- 4) 役員の選任については、すべて適任者主義(その際地域別は考慮する。)をとることを基本方針とされたい。(1)
- 5) 理事は、従来各地区とも旧制大学より選出の傾向があるが、この際会則改正にあたり理事の選任については、大学の性格・規模による代表および地区別代表的な配分方法について特に考慮されたい。(2)

2. 役員の任期

- 1) 理事および監事たる大学の代表者が任期中交替した場合は、その後任者は総会の総意で選出された「代表者」ではないから、この場合は残任期間とせず、改めて理事または監事を選任することとされたい。(1)

3. 理事会

- 1) 理事の定数
 - a) 理事21名は、特別の根拠がなければ若干名としてはどうか。(1)
 - b) 理事21名は、単に従来の慣行をとつた以外に根拠がないので、これを25名程度とする。すなわち、理事会

のうち常務理事会のメンバーの比率が高く、チェック・アンド・バランスの観点から好ましいとは思われない。また25名は全国立大学の約3分の1に相当し、妥当な比率と思われる。なおその選出は、地域や大学の規模ごとのバランスのとれた選出が行われるべきであることはもちろんである。(1)

2) 理事会の権限

- a) 協会が意思を決定した場合は、総会の議によることはもちろんある。しかし、ただし書で「緊急の必要があり総会を招集するいとまがない場合においては、理事会の議により、これを行なうことができる。」ことになっているが、臨時総会を開いてでも審議すべき重要な問題が理事会で議せられるようなことはない。(1)
- b) 理事会の条項(会則17条)に「理事会で処理した事項は、次回総会に報告をし、承認を得なければならない。」の1項を加えられたい。(1)

4. 常務理事会

- 1) 常務理事会の名称は、専任と誤まられるおそれがあるので、適当の名称を考慮する必要がある。(1)
- 2) 常務理事会の構成員に特別委員会の委員長を加えられたい。(1)
- 3) 常務理事会の構成員のうち「各常置委員会の委員長」を「理事会構成員の互選による者若干人」と改められたい。

すなわち、常務理事会は理事会を基体として構成され運営されるべきである。したがつて常務理事会の構成員に一般的の理事が加わらず常置委員長だけを優先的に加えることは当を得ない。原案ではいわゆる少数精鋭主義のそしりをうけるおそれなしとしない。(1)

- 4) 理事会は、地域代表を重視する従来の理事会だけでよい。地域代表の加わらない常務理事会の必要は認められない。(1)
- 5) 常務理事会は、その処理事項を次の総会又は理事会に報告することになつているが、これを「報告をし、承認を得なければならない。」に改められたい。(2)

VI 委員会

1. 常置委員会の組織

- 1) 常置委員会の構成員に教員委員を加える必要はない。従来の専門委員の制度を活用すれば、すべての面で充分目的は達せられるからである。(2)
- 2) 常置委員会および特別委員会の教員委員の制度は、1大学から学長およびこれと同格の委員が2名以上出ることになり、運営上種々支障を生ずるおそれがあるので、教員委員の条項を削除し、学長と同格でない専門委員とすることが望ましい。(2)
- 3) 教員委員は、常置委員会の委員長になる可能性があり、し

たがつて、理事会および常務理事会の構成員にもなり得ることになるので、大学代表者との関係を考えると、教員はむしろ専門委員的な性格をもつようになることが望ましい。(1)

- 4) 常置委員会の委員には、国立大学の教員のみならず職員も加えることとし、「国立大学の教職員」とされたい。(1)
- 5) 常置委員会の構成員は、大学の代表者の委員の数が、教員委員の数より多くならないよう考慮されたい。(1)
- 6) 常置委員会の大学の代表者と教員委員の比率を合目的かつ効果的になるよう検討する必要がある。(2)
- 7) 常置委員会には、できるだけ多数の教員を参与させるようされたい。(1)
- 8) 常置委員会の委員は、大学の代表者である委員と教員委員の数を同数とされたい。(1)
- 9) 常置委員会における教員委員の数は、大学の代表者である委員の3分の1以内となつているが、これを2分の1まで増員し得るようにし、中央に偏重しないよう考慮されたい。(1)
- 10) 第7常置委員会の委員は、教員養成大学長に偏しているので、教員養成学部のない大学・教員養成大学・教員養成学部のある大学を適当に按配して、教員養成の問題について全協会的体制をもつよう委員構成を改められたい。(1)

2. 教員委員（常置委員会）の選任

- 1) 教員委員の選任にあたつては、大学の目的・性格・規模等を考慮して、広い範囲から適切な人選を行なうようにされたい。(1)
- 2) 教員委員の選任にあたつては、理事会は地域別を考慮して選任するようされたい。(1)
- 3) 教員委員の人選については、地方大学の教授・助教授等教官の意見をきく機会をつくることが望ましいので、特にこの点を配慮して選任されたい。(1)
- 4) 教員委員は、総会において指定された国立大学において教授会が教員の中から推せんした者を選任することとされたい。(1)
- 5) 教員委員は、「理事会が選んだ大学からの教員若干名」とすべきである。(1)
- 6) 教員委員は、「総会において会員の互選によって定められた大学についてその大学が推せんした当該大学の教員」を選任するようされたい。(1)
- 7) 教員委員は、大学の教授会等で推せんした者を理事会が事实上無条件で選任するならいいが、理事会が大学側の意向に反して一方的に選任することになると、組織上は民主的であつても運営上別異なるものになるおそれがあるので、大学側の意向が充分反映するよう民主的仕組みによられたい。(1)
- 8) 教員委員の選任の主体を理事会でなく、国立大学とされたい。(1)

9) 教員委員の選任の主体は、広く人材を選ぶために、理事会でなく総会で選任することが望ましい。(1)

10) 理事会において教員委員を選任するにあたつては、例えば第7常置委員会は3種の類型（教員養成大学・教員養成学部・教育学部）によつて意見をまとめる必要があるので、この場合教員養成学部・教育学部に所属する教員の中から選任する等「委員会の性格」にしたがい適当な措置を講ぜられたい。(1)

3. 常置委員会の運営

- 1) 学長および会員を代表する委員（大学代表者2名案）は、必要に応じ委員会等に出席し自由に意見を述べ得るようにされたい。(1)
- 2) 専門委員は、従来東京地区に集中している傾向にあるので、地方の地区からも出すように改められたい。(1)
- 3) 大学の代表者でない教員委員が、理事会および常務理事会のメンバーになることは適当でないので、常置委員会の委員長の「委員互選による選任方法」を再検討されたい。(1)
- 4) 大学の代表者を学長に限定する以上、理事会・常務理事会の構成員になる常置委員会の委員長は、首尾一貫して当然大学の代表者に限定すべきである。よつて、委員長は大学の代表者である委員の中から選任されるよう改められたい。(1)

4. 特別委員会

1) 特別委員会には、できるだけ多数の教員委員が参与するようになされたい。(1)

2) 特別委員会の組織について規定がないので、「特別委員会の委員は、総会において会員の互選によつて定められた大学の代表者および理事会が国立大学の教員のうちから選任した者・若干名」の規定を設けられたい。(1)

3) 特別委員会の教員委員は、1大学から学長およびこれと同格の委員が2名以上出ることになり、運営上種々支障を生ずるおそれがあるのでこれらの教員委員の条項を削除し、学長と同格でない専門委員とすることが望ましい。(2)

VII 教員の意見陳述

1. 教員の意見を述べる機会を設けることを考慮し、その趣旨に即して規定を設けられたい。(1)
2. 協会に対して意見を述べ得るのは、教員のみでなく職員をも加え教職員とされたい。(1)
3. 教員の意見陳述の制度を設け、具体的にその運営方法を定めるにあたつては、慎重に検討する必要がある。(1)
4. 教員の意見をきく場合は、大学の目的・性格・規模等を考

慮して広い範囲から適切な者を選んで意見をきくようにされたい。(1)

5. 組織整備方針(案)によれば、「委員会は、国立大学の教員の意見を聞くことができる。」ことになっているが、これを「委員会は、必要ある場合には国立大学の教員の意見を聽かなければならぬ。」に改められたい。すなわち、委員会が一般教員の意見をきく必要がある場合は、学長を通じて大学の意見を求めるのが普通である。しかし、問題の性質によつては、学長等の意見で慮過されない直接の意見をきく必要がある場合もある。したがつて委員会が必要の場合は、教員の意見を直接きくことを義務づけることがよいと思う。(1)

6. 教員から「適当な方法により意見を述べたい」という申し出があつた場合は、委員会はその意見をきかなければならない。」こととされたい。(2)

7. 教員が、イニシアティヴをとつて意見を述べる方法を探る必要がある。(1)

8. 教員の意見陳述については、各大学の教官の意向が充分伝わるよう活発に運営する必要がある。(1)

9. 組織整備方針(案)では、「適当な方法により、委員会は、

国立大学の教員の意見を聞くことができる。」ことになつてゐるが、これを「国立大学の教員は、委員会の承認を得て、委員会に出席して意見を述べることができる。」ことへ改められたい。(1)

10. 会員総数の8分の1以上の大学から、議題を示して要求があつたときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。という会則11条の精神をくみ、いくつかの大学が要求した場合は委員会もまた教員の意見をきく道を開くことが必要である。(1)

11. 国立大学の教員は、協会の事業のみでなく、協会の事業および運営に関して意見を述べ得るよう改められたい。(1)

12. 教員の意見陳述は、「適当な方法による」ことになつてゐるが、「文書または口頭による」というように明確に規定されたい。(1)

13. 教員の意見の回付を受けた委員会は、「必要があると認めたときは、口頭によつてその教員の意見を聴取することができる。」ことになつてゐるが、これを「意見提出者の希望があるときは、その口頭による意見の陳述を聴取しなければならない。」と改められたい。(1)

14. 教員から意見が出されたときは、会長は関係の委員会に回付することになつており、大学運営協議会にも回付できようにもとれるので、同協議会には回付できないことを明らかにし後日の紛議を避けるよう改められたい。(1)

15. 教員の意見の回付を受けた委員会は、意見を述べた教員に対して、処理の経過および結果を連絡し通知する旨の条項を設ける必要がある。(3)

5) 国立大学協会の財政的基礎を確立するために、各国立大学は新たに国大協会費等の項目を毎年度の概算要求中に設けるようにしたい。(大運協)(1)

2. 事務組織

- 1) 財政ともにらみ合わせて、事務組織を拡充すること。(1)
- 2) 会則37条4項を「主事は、事務局長の指揮」と改め、指揮・命令系統の一元性を確保する必要がある。(1)
- 3) 同条5項の「協会の庶務」を「協会の事務」に改める。(1)

VII 財政および事務組織

1. 財政

- 1) 会費は、学部当の単価を定め、学部数に比例して徴収し、規模の大きい単科大学からは数個の学部の分を徴収するようになされたい。(1)
- 2) 会費は、校費から支出することになり、教育研究費の貧困を訴えている大学として協会への支出が過當に増大することは、警戒すべきである。(1)
- 3) 教育大学協会のよう、教員1人当年額200円程度の方法も考えられる。(1)
- 4) 国立大学全体にかかわる重要問題が起り、特別支出をするときは、全教員から臨時カンパすることも考えられる。(1)

(D) 組織整備特別委員会における
主な改正点とその他の問題点

I 主な改正点

組織整備特別委員会においては、会則の全面的改正を行なつたが、その骨格ともいいうべき主要な改正点を次に摘記した。

1. 協会は、国立大学を会員とし、会員である国立大学を代表する者は、当該大学の学長又は学長の職務を行なう者であることを明確にしたこと。

2. 総会を招集するいとまがない場合が実際問題として考えられるので、この場合は理事会の議によることとし、総会の事後承認を得ることとしたこと。

この場合、仮に総会の事後承認が得られないようなことがあつても、協会の行為は多く法律行為でないから、その効力は實際上問題とはならない。ただ、協会自体の問題として理事会の責任が生ずることになるものと考えられる。

3. 会員総数の8分の1以上の大学より請求があつたときは、臨時総会を招集することとしたこと。

8大学以上の請求としたのは、最小地域の大学数が9大学であるため72分の9(8分の1)とした。

4. 常置委員会および特別委員会について、従来の慣行を成文化するとともにこれに関連する規定を整備したこと。

5. 会務をより効果的に処理するため、常務理事会を新たに設けたこと。

6. この度の協会の組織整備(会則改正)の動機は、①従来の会則が創立当時のものであり、実情にそぐわない面があつたので、これを整備する必要があつたことはもちろんあるが、②とくに、協会の体質改善を要望された教員の意思が主たる動機となつていたことに鑑み、これら教員の要望について検討した結果次のような措置を講ずることとしたこと。

1) 各常置委員会に教員委員2名(後に3名とする。)を、特別委員会に教員委員(定数なし。)を新たに加えたこと。

特別委員会の教員委員の定数をきめなかつたのは、同委員会は常置委員会と異なり、特定事項を調査研究するため臨時に設けられるものであるから、必要に応じ誰を何人加えるかは、その委員会で決定することとした。

なお、常置委員会の教員委員は委員長になり、さらに理事会・常務理事会の構成員になり得ることになつているが、協会が大学の代表者を学長に限定する以上理事会・常務理事会の構成員も大学の代表者である学長に限定すべきである。したがつて、この改正は補強以上のものであるとの強い反対論があつたが、教員委員が委員長になり得るという

可能性を制度的に閉ざすことは適策でない。むしろ教員が協会の運営に参加する途を制度的には拡げることが妥当である。ということで原案が承認された。

2) 教員の意見陳述の途を設けたこと。

- ① 意見陳述は、口頭という意見もあつたが、国立大学の教員の能力からいつてもしろ文書によるのがふさわしく、また十分意をつくせるばかりでなく、文書の方が正確な形で保存できる。なお、口頭の場合は、その都度委員会が意見の口述をきくことになり、委員会の運営に支障をきたすおそれがあること、また口述のための旅費に制約をうけ、遠隔地の教員と近接地の教員との不均衡を生ずること等の点を考慮して文書によることとした。
- ② 意見の処理については、問題の性質によってその方法が違い、内容の如何によつては必ずしも回答を必要としない場合もある。結局事案により合理的な方法で処理することとし、とくに規定を設けないこととした。

3) 会報を増刷するようにしたこと。

組織整備特別委員会は結論として、総会を公開しないかわりに、教員委員の制度および教員の意見陳述の制度を設けるほか、会報・速報等を多数配布し、議事録を周知せらるるようにすべきである。ということになつた。よつて会報の発行についても、従来の年2回(6月、12月)発行を、年4回(3月、6月、8月、11月)発行するほか、各大学に対しては、学長・事務局・学生部・図書館・学部・教

養部・附置研究所・病院・附属研究施設(附属学校を含む)の数に応じ、それぞれ配布部数を増加し、従来、年間1,200部発行のところを、年間10,000部発行することとした。

II その他の問題点

組織整備特別委員会において改正したもの以外に、問題点として検討した事項のうち、とくに①総会の構成員および②総会の公開について述べられた意見の要旨を次に掲記する。

1. 総会の構成員について

- 国立大学協会は、大学が会員で学長がその大学の意見を代表して出ているが、教員でもいいではないか。
- 他の教員でもいいという点は、学長不信から出た意見であろう。しかし、これは国大協の問題ではなく、その大学の問題である。
- 国立大学協会の体质改善の問題の原因が、学長だけのマネージによるものだから、というなら、それは学内の問題である。
- 大学の意思決定は評議会である。したがつて、提案者であり、議長であり、かつそれを受けて外部に向つて動く学長が、会員校の代表者(代表者に事故があるときは、その都度当該大学の指定する教員が代表者)として出るべきである。

- 基準協会のような代表者を出している向もあるが、これは特定の問題を審議するものである。国立大学協会は、どんな問題が出るかもしれない。また、学長以外の人を選ぶことは、その選ぶ方法にも問題がある。最悪の場合は学長が二人あるようなことになる。
- 学長以外の教官を選任するとき、運動が行なわれて困る大学がある。学長が委嘱する方法もあるが、これにも問題がある。
- 委員会が多い故学長が忙しくなるので、教官が出てもいよいよ思う。ただし、この場合二人の意見が違うようなことがあれば、国大協としても事務処理上困ることがある。この点はどうか。

総会で意思決定をする場合には、学長の意見だけをとる方法もあるが、これは実行上に問題がある。

- 総会の出席とは別の問題であるが、教員を委員会の委員とする場合は、同一の大学の学長と教員は、同一の委員会の委員にしない方法もある。
- 教員が出た場合、学長と意見が違うことは困る。大学を代表してきて二つの意見が出るのはおかしい。

2. 総会の公開について

組織整備特別委員会の審議資料によれば、協会の総会を一般に公開すべきであるという意見も一部から提出されてはいるが、組織整備特別委員会の審議過程では、非公開主義が支

持されている。また、各地区学長懇談会からの報告も、ほとんど非公開を支持している。

- 規則で非公開ということはどうか、また、公開をきめることは議論に制約をうけるおそれがある。要するに、いずれも明文化することはおんとうでない。結論としては、公開しないかわりに会報、速報等を多数配布し、議事録を周知させることにすべきである。
- 議会その他では、傍聴者を制御する規定があるが、国大協にはそれがない。また、その規定を設けて多くの実例を見ると実行上相当問題がある。その点でも公開することには問題がある。その意味で議事録等（会報、速報）により周知させるとともに教員にも意見を述べる機会を与えるようにすればよい。
- 公開は反対、非公開にすべきだ（言論の自由という点からも）。公開必ずしも民主的ではない。
- 学部長会議、研究所長会議等を協会の組織内に有機的に統合すべきかどうかの問題について
この問題についても、非公開主義をとる代わりとして、学部長会議等を協会の組織の一部に組入れてはどうかという意見が出ているが、少数説であり、各地区学長懇談会でもほとんど支持していない。しかし、連絡のための何らかの措置を考えるべきであるとの意見は強い。

(参考) 関連事項抜粋

○傍聴許可申し入れの取り扱いについて

会長から、傍聴許可について教員から申し入れがあるので検討を願いたい旨述べられ、各役員から活発な意見の開陳があつた。その結果、傍聴を許可するか否かについては、今後検討することとし、現在のところでは非公開とすることとした。

(昭和37.1.16 第26回総会当日の役員会)

○傍聴許可の申し入れについて

会長から、本総会を傍聴したい旨、日本教職員組合より申し入れがあつたことについて諮り、協議の結果、許した前例がないので従来どおり断わることとした。

(昭和38.1.26 第27回総会当日の役員会)

○総会の公開申し入れについて

日本教職員組合より、(一)総会の公開(二)(省略)(三)(省略)の三点につき申し入れがあつた。このうち、総会公開の問題については、前回の役員会で、非公開とするとの原則が確認されたのでその旨回答したところ、さらに書類をもつて申し入れがあつたので改めて役員会に諮つたところ、前回の申し合わせどおり原則として非公開とすることを再確認し、その旨を上記組合に回答することとした。

(昭和38.2.28 第28回総会当日の役員会)